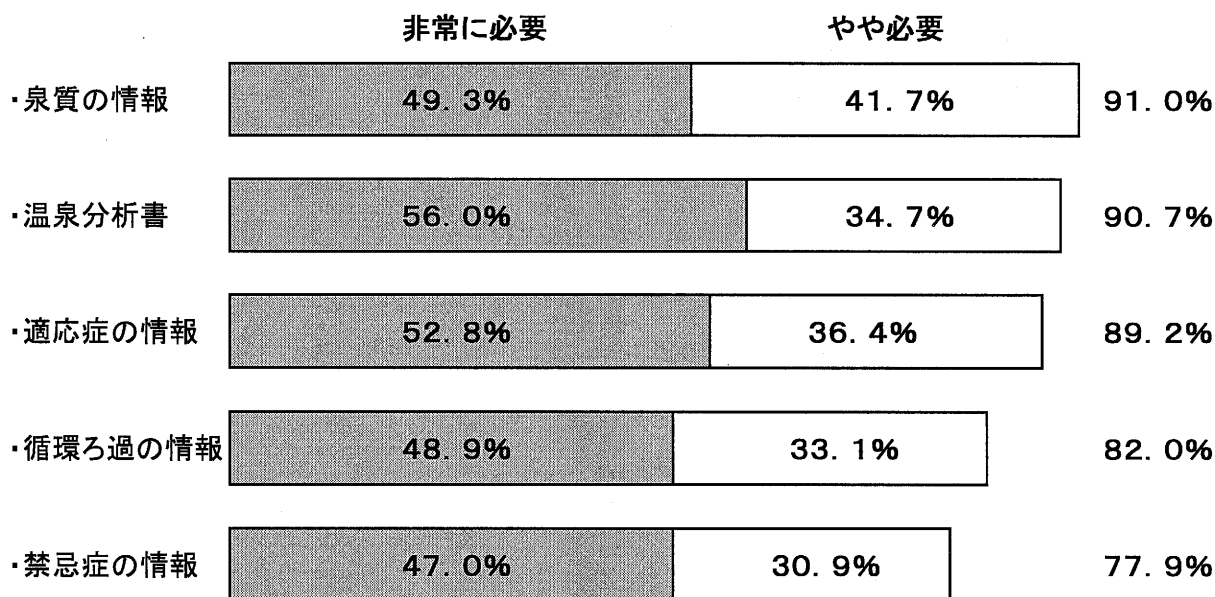


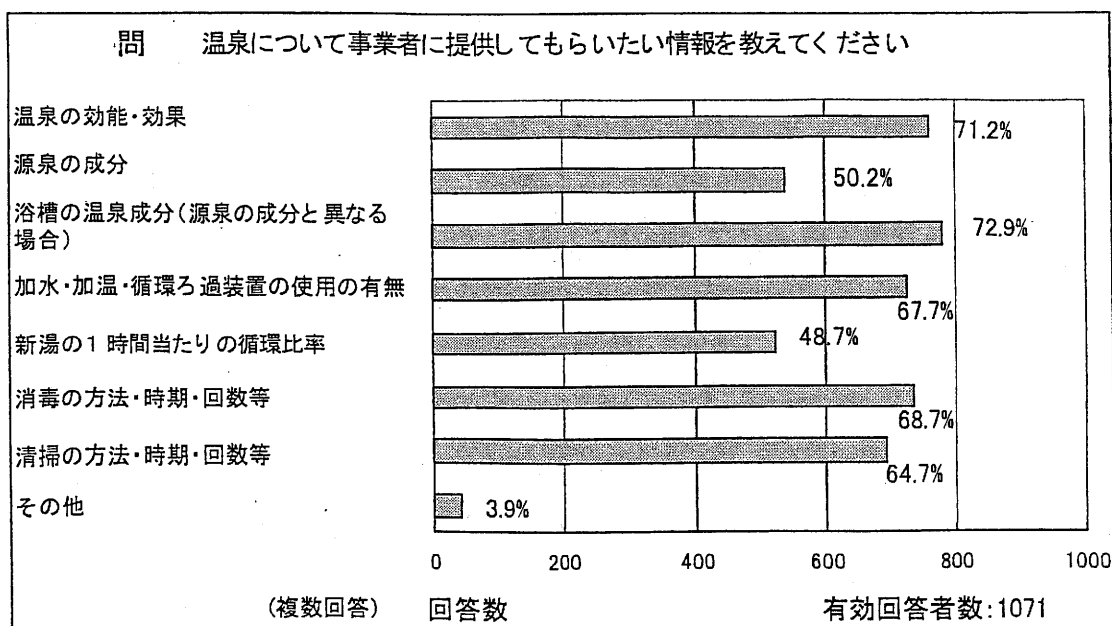
(3) 温泉利用者の望む「温泉の情報」

① 温泉についての情報の必要度(上位5位)



出典：日本温泉協会「第43回旅と温泉展」アンケート調査結果
(平成13年3月)

② 温泉について事業者提供してもらいたい情報



出典：公正取引委員会「温泉表示に関する実態調査報告書」
(平成15年7月)

温 泉 法 の 概 要

(昭和23年法律第125号、最終改正：平成13年6月)

目的：温泉の保護とその利用の適正化、公共の福祉増進（第1条）

*本法の「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水等で、泉源温度25℃以上又は規定物質のいずれかを規定量以上含有するもの（第2条、別表）

温 泉 の 保 護

温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（第3条～第9条）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合等は、不許可
- ・掘削等の許可の有効期間は2年間

知事による温泉源保護の措置

- ・温泉源を保護する必要があると認めるときの温泉採取制限命令（第10条）
- ・他目的掘削で温泉ゆう出量等に著しい影響等ある場合の影響防止措置命令（第12条）
- ・温泉のゆう出量等や利用状況に関する報告徴収、立入検査（第30、31条）

温泉利用者の健康保護

温泉の公共的利用の許可制

公共の浴用・飲用には、都道府県知事又は保健所設置市(区)長の許可が必要（第13条）

- ・温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可

温泉の成分、禁忌症等の揭示

温泉施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用上の注意の揭示を義務づけ（第14条）

- ・揭示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づく
 - ・揭示内容は、都道府県知事等に届出、知事等は健康保護のため必要な変更の命令
- 注）温泉の適応症（効能）は、揭示義務の対象外であるが、知事等が適正化の指導。

国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の公共的利用増進のための地域を指定（第25条）

環境大臣又は都道府県知事は、温泉利用施設等の改善に関し必要な指示（第26条）

3 (2) 温泉法の許可に関する都道府県の取扱い等

(平成15年12月 温泉の保護と利用に関する都道府県アンケート調査による)

i) 温泉の「掘削」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

- a : 要綱等又は内規がある 42 団体
- b : 特にない 5 団体

②上記 a の場合の規定内容 (複数回答あり)

- ・ 温泉保護地域等の指定 19 団体
- ・ 既存源泉からの距離制限 26 団体
- ・ 湧出路口径の制限 10 団体
- ・ 掘削深度の制限 6 団体
- ・ その他 (近隣源泉の同意書添付、既存源泉への影響調査、地盤沈下防止など)

ii) 温泉の「増掘・動力装置」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

- a : 要綱等又は内規がある 43 団体
- b : 特にない 4 団体

②上記 a の場合の規定内容 (複数回答あり)

- ・ 揚湯試験の実施 7 団体
- ・ 揚湯量の制限 8 団体
- ・ 揚湯能力の制限 4 団体
- ・ その他 (地盤沈下防止など)

iii) 温泉の「利用」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

- a : 要綱等又は内規がある 22 団体
- b : 特にない 25 団体

②上記 a の場合の規定内容 (複数回答あり)

- ・ 温泉成分の衛生・有害性に関する事項 15 団体
(うち飲泉の取扱いに関する事項 8 団体)
- ・ 施設の衛生管理 4 団体
- ・ その他 (許可単位など)